

横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱

制 定 令和5年10月25日こ権第2354号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市若年女性支援モデル事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、きめ細やかな支援を目指し、抱える問題の深刻化を防ぐことを目的とする。

2 本事業を運営する団体への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助対象となる事業）

第3条 補助の対象となる事業は、横浜市若年女性支援モデル事業実施要綱に定める事業とする。

（補助事業者等の範囲）

第4条 この要綱における補助事業者は、横浜市若年女性支援モデル事業実施団体の選定に関する要綱に基づき、市長が選定した法人とする。

（補助対象経費）

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は、本事業に係る経費とし、別表のとおりとする。

（補助金額）

第6条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金額は、別表のとおりとし、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

（交付申請）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出する書類は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第1項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への記載事項は、各年度の本事業の開始日を基準日とする。

4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する資産及び負債に関する事項を記載した書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

5 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の事業計画書

(2) 補助事業者の定款、規約又はこれに代わる書類、及び役員名簿

6 補助金規則第5条第2項第4号に規定する補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類は、補助事業の収支予算書に含めるものとする。

7 同条第4項及び第5項第2号に定める書類について、当該申請等以前に同一申請者が同一書類を既に本市に提出している場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、添付を省略することができるものとする。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限る。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請をした補助事業者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への実績報告に用いる書類は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書（第3号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の活動報告書

(2) 補助事業の収支決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し

(交付申請事項の変更)

第11条 補助金規則第7条の規定により、補助対象事業者が交付決定額にかかわる交付申請事項の変更等をしようとする時は、前条の規定による実績報告に基づき、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定変更申請書（第4号様式）及び添付書類を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請により、補助金交付決定の変更を行う必要があるときは、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助金交付額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第 13 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金請求書（第 7 号様式）により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械機器等については、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 13 年厚生労働省告示第 239 号に規定する処分制限期間）とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第 16 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の取り消し、返還)

第 17 条 市長は、団体が補助金規則第 19 条第 1 項各号及び以下のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金規則第 20 条の規定により、補助金の返還を求めることができる。

(1) 事業を中止、または変更したとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取り消し部分に関し、既に補助金が支払われている場合においては、期限を定めて返還させることができる。

3 補助金の交付を受けた団体は、事業報告書及び収支決算書において、事業完了後残額が生じた時は速やかに残額を返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(暴力団排除に関する取扱い)

第 19 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）

第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等または同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものは交付の対象としない。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付の決定を受けたものが、条例第 2 条各号のいずれか、または同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

3 市長は、交付の決定を受けたものが、条例第 2 条各号のいずれか、または同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもののいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 25 日から施行し、令和 5 年度に交付する補助金に係る手続きから適用する。

別表

項目	補助対象経費	補助金額
アウトリーチ支援 (夜間見回り、相談、面談) 関係機関連絡会議 居場所の提供 自立支援	当該事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費	最大 8,710,000 円 ※事業実施が 1 年に満たない場合は、上記金額を 12 月で割り（千円以下切り捨て）、実施月を乗じた金額を最大とする。

第1号様式（第7条）

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 団体名

所在地

代表者

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金を受けたいため、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の開始日 年 月 日

4 補助事業の完了予定日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 補助事業の収支予算書
- (3) 補助事業者の定款又は規約等、及び役員名簿
- (4) 補助事業者の財産目録及び貸借対照表

第2号様式（第8条）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

横浜市長

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金については、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付額確定通知書をもって確定します。

1 補助金交付予定額 金 _____ 円

2 交付時期と金額

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払い済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金の返還を行うこと。
- (5) 個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (6) 横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱にしたがって補助事業を行うこと。

担当 こども青少年局こどもの権利擁護課
電話

第3号様式 (第10条)

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

申請者 団体名

所在地

代表者

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付額 金 _____ 円
- 2 補助金受領日 年 月 日 (複数回に分けて受領した場合はすべて記載)
- 3 補助金執行額 金 _____ 円
- 4 残額 (余剰金) 金 _____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 補助事業の活動報告書
 - (2) 補助事業の収支決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し

第4号様式 (第11条)

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 団体名

所在地

代表者

年 月 日に交付決定された横浜市若年女性支援モデル事業補助金において交付額の変更を申請します。

1 補助金交付変更額

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 交付変更申請額 _____ 円

(3) 差引 (追加交付金額) _____ 円

2 補助事業の開始日 年 月 日

3 補助事業の完了予定日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助金交付額変更の理由書

団体名

代表者名 様

横浜市長

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定変更通知書

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金について、次のとおり変更して交付します。

1 変更後補助金交付額 金 _____ 円

(1) 交付済額 金 _____ 円

(2) 追加交付金額及び追加交付時期

金 _____ 円 （ 月交付）

2 交付時期と金額

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払い済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金の返還を行うこと。
- (5) 個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (6) 横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱にしたがって補助事業を行うこと。

担当 こども青少年局こどもの権利擁護課
電話

第6号様式(第12条)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

横浜市長

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 金 _____ 円

担当 こども青少年局こどもの権利擁護課
電話

第7号様式 (第14条)

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

申請者 団体名
所在地
代表者

請求金額 円 _____ . -

年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金について、上記の金額を請求します。

(フリガナ)			
口座名義人			
振込先	銀行		支店
種目	普通・当座	口座番号	

(※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金をお振り込みください。

代表者氏名

印

横浜市長

所在地
法人名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度横浜市女性緊急一時保護施設等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 横浜市若年女性支援モデル事業補助金16条に基づく額の確定額

¥ . -

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(補助金返還相当額)

¥ . -

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

積算内訳報告書

- 1 施設名
- 2 代表者職氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額

6 概要

(1) 消費税の申告“無”

(2) 消費税の申告“有”

ア 補助金の使途の内訳

区分	課税仕入	課税売上	非課税売上	共通	非課税仕入	合計
		対応分	対応分	対応分		
経費の内訳						
	計					

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額